

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 畠中 源一

文書質問回答書

令和5年4月21日付け5京丹議第36号の文書質問書について、京丹波町議会
文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	山崎 裕二	担当課	子育て支援課
質問事項	1 町すこやか子育て支援金について		
質問の内容			
<p>(1) 町すこやか子育て支援金の注意事項（町ホームページ、チラシなどに記載）に、「町税等に滞納がある場合は、支援金を支給しません」とあり、また、申請書の誓約事項に、「納付に関する情報を、町が確認することに同意します」とあるが、養育者（申請者）の町税、こども園利用料、こども園給食費、学童保育料および学校給食費など（以下、町税等）の滞納と児童・生徒の入学・卒業などの節目を祝福し、健やかな成長を長期にわたり、切れ目なく支援することと、どのような因果関係があるのか。単に、滞納と十把一絡げにしているが、予期せぬ経済的な逼迫など、やむにやまれぬ事情で滞納がある方ほど、子育てのための支援金が必要なのではないか。</p> <p>(2) 例えば、年度がわりの直前・直後に、町に転入されてきた方で、以前の居住先において、市町村民税等に滞納があった場合でも、支給対象となるのではないか。</p> <p>(3) 2014年（平成26年）6月定例会の一般質問において、町育英基金条例施行規則第9条の改正を提案し、その翌年度より、「申請人等は町の税・公共料金の未納があってはならない」との要件の削除があった。削除に至った当時の経過を改めてふりかえると、どのような点が回顧できるか。</p>			

(4) 町の子育て支援などにあって、養育者・監護者に、町税等の滞納がある場合、給付やサービスを受けることができないとする事業はほかにある(あった)か。

(5) (入学式の日から起算して60日以内としているため) 早急に、すこやか子育て支援金支給の要件を見直し、(長期にわたって、担税能力があるにもかかわらず、明らかに悪質と判断できるケースなどは別として) やむにやまれぬ事情で、町税等に滞納がある場合でも、すこやか子育て支援金を受給できるように調整すべきではないか。

答弁

(1) 京丹波町すこやか子育て支援金の支給に際して、滞納者に対する給付制限を設けることに関しましては、公平かつ公正な給付を原則として、町税等を納付した方との公平性を保つとともに、滞納の未然防止や納付促進に有効であること、また、給付を制限することにより、教育を受ける権利の保障に支障を及ぼす事業ではないと判断したことから要件としたところでございます。

また、給付制限とする滞納については、町税のほか、教育や保育に関係した料金等のみを要件としたところであり、仮に、滞納がある場合においても、当該滞納者の事情を十分に考慮した上で、滞納が完納できない場合は、納付誓約書を提出していただくことで解消が見込まれる場合は、支給したいと考えております。

(2) 以前の居住先で滞納があった場合においては、その滞納は要件の対象とはなりません。

本支援金は、町民の皆様から納付していただいている町税などを財源としていることから、本町の税・料の滞納を対象としているところでございます。

(3) 本町では、皆さんから納めていただいた町税などを財源として、福祉や教育、補助金などさまざまな行政サービスを行っており、その提供にあたっては、「受益(サービス)と負担(納税)の均衡」の観点から、補助金等の行政サービスの申請者に町税等の未納がある場合は、補助金等を交付制限することを原則としております。ただし、交付制限になじまない事業については、この限りではありません。

(4) 子育て支援などにあって、滞納がある場合に給付やサービスを受けることができない事業として、「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金」があります。

(5) 現在においては、本支援金の給付と併せて、滞納者とのきめ細かな納付相談や納付意欲を喚起し、将来にわたり子育て支援策が継続できるよう努めてまいりたいと考えております。